

税理士会の要望実現のために活動しています

# 近畿税政連

第230号  
3月10日  
平成30年(2018年)

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 久保直己/編集人 小川由美子  
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail [info@kinzeisei.jp](mailto:info@kinzeisei.jp)



和泉環境リサイクル公園 (大阪府和泉市)

撮影：倉矢 勇 (天王寺支部)

■ 会員研修会を開催 .....	3
■ 第6回川柳・書道コンテストのご案内 .....	6

## 焦点

中小企業などの事業承継については10年以上も前から経営者の高齢化及び後継者不足を心配する声があり、政府も税制支援措置として事業承継税制の創設などの対応にあたってきた。しかし創設後の数次にわたる見直しによっても相続税の納税猶予適用の前提となる認定は、一昨年においても200件弱に止まり低水準となっている。結果、60歳以上の経営者の半数超が自分の引退後は廃業を予定しており、廃業が加速して地域経済に深刻な影響を与える可能性が高い。そのような環境の中、税理士界(平成29年12月15日発行)の記事によると、平成29年12月14日に自民党、公明党が決定した平成30年

## 事業承継税制

度与党税制改正大綱では、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度(いわゆる事業承継税制)について①猶予対象の株式の制限(総株式数の3分の2)の撤廃②納税猶予割合の引き上げ(80%から100%へ)③雇用確保要件の弾力化④最大3人の後継者に対する贈与・相続への対象拡大などの抜本的な拡充が明記された。日税連、日税政が昨年11月から12月にかけて各政党・政治家有志による税理士議連等への会議に出席し、平成30年度税制改正について要望してきた結果、ようやく日の目を見そうなところに漕ぎ着けた。

事業承継をしやすい・事業の再編・統合を行いやすい環境整備がこの税制により進められることを願う。

## 「振り返って」

近畿税理士政治連盟副会長 河田秀雄

- ・平成31年 4月30日 天皇陛下ご退位に
- ・平成29年 9月 近税政第51回定期大会開催
- ・税理士登録番号 平成29年12月現在 136674 (昭和26年から)

「あの歌 この歌 あの夢 この夢 今も覚えているだろうか、安い酒場で酒酌み交わし…遠き昭和のまぶしい時代」

小林旭さんの「遠き昭和の…」の歌詞の一部ですが、その昭和から平成の世へと。その平成の世も終わろうとしている。

昭和45年 6月25日 近税政機関紙が創刊される。

発行所 日本税理士政治連盟大阪合同地区連合会とある。

(昭和38年 全国納税者政治連盟結成。昭和40年 全国納税者政治連盟大阪合同地区連合会設立)

昭和45年といえば「戌」年、今年は当たり年である。千里で万博が開催されたのもこの年である。その創刊号では「昭和39年第46国会、文字通り不眠不休で税理士法の改悪に対して反対し、ついに参議院において廃案に帰せしめたのであります」という記事が。

また、商法改悪反対カンパの記事もある。この商法改正案は、株式会社に会計監査人制度を導入するものであり、税理士会としても最重要な事柄として反対運動を展開するも、カンパは、なかなか集まらなかったようである。そして、次のように書かれている「自分は別段進んで政治連盟に加入したものでないし…過去カンパに応じたがカンパした者としなかった者とが出来て、応じた者が損をし、応じなかった者には何の罰則もないのだから」とある。この半世紀何も変わっていない。かな？

昭和46年 2月、中小企業諸団体、日税連、日税政、総決起大会開催。昭和47年 3月自民党総務会において、国会提出見送りとなった。

また、税政連の財政は税理士会の交付金とカンパ収入で賄われていた。(昭和48年度より会費制となる 当時会費は年間1,200円)

また、第87号(平成 3年 8月)では、『不動産コンサルタント制度創設に反対』という記事が。

建設省は、近年の土地の有効利用ニーズの高まり、不動産仲介業において求められるサービスの高度化、多様化に対するニーズに対応するため、平成 2年 3月より、「不動産コンサルタント制度研究会」を設け、検討を進めてきたが、本年 4月30日、同制度研究会報告書を公表した。

日税連・日税政では、報告書公表前の本年 1月、同制度創設の動きについての情報をキャッチし、その後、大塚雄司建設大臣、建設省不動産課担当官等と懇談、同資格制度には、業務の対象に税務が含まれていることから創設に反対である旨、当業界の考えを説明、理解を求めた。

報告書公表後、日税連は同問題への対応策を協議、当該制度は関連士業の職域と権益を圧迫し、専門職業人(資格)制度の秩序を乱す虞れがあるところから、本年 6月 4日の正副会長会及び翌 5日の常務理事会において当該制度の創設には全面的に反対である旨決議し、制度創設反対に関する要望書(別掲参照)及び同反対理由書を作成した。そして、同 11日、日税連法対策実行本部統合企画部会が開催され、常務理事会決議の具現化について協議されるとともに、引続き開催された日税政緊急正副幹事長会において、具体的な反対運動の方法等が取り決められ、日税政は同 15日、各单位税政連に推薦国会議員に対する緊急陳情を要請した。

これを受け、当連盟においては、同 24日、支部連会長・後援会会長合同会議を開催し、当該制度創設に関する動向及び日税連、日税政の対応について説明するとともに、当連盟の対応について協議し、税制議員懇話会関係役員、自民党建設部会構成員等を重点議員として、推薦国会議員に対する緊急陳情の実施を支部連、後援会に要請し、陳情が開始された。また、本部においても、同 26日、本会を訪問された中野寛成衆議院議員に対し、また、同 29日には、重点陳情議員の一人である原田憲衆議院議員をご自宅に訪ね、陳情する等の運動を展開した。

【第87号(平成 3年 8月号) 1面より】

この様な激動な時を経て、今日に至っている政治連盟。

政治離れ、政治連盟はあってもなくてもいい存在なのか? 聞きたい!

# 会員研修会を開催

1月27日 大江ビル

近畿税理士政治連盟会員研修会が開催され、約120名の会員が参集した。講師として、宮沢洋一自民党税制調査会長、藤本幸三近畿税理士会常務理事・調査研究部長をお迎えした。

## 第1部「平成30年度税制改正の実務的対応」



藤本幸三 近税会調査研究部長

藤本近税会常務理事の講演の持ち時間70分。今年の税制改正、平成29年12月22日の閣議決定にもとづくものであり、法律としては2月～3月の国会審議を経て確定することになる。

個人所得課税に関するものについては「給与所得控除の引き下げ」「青色申告特別控除」など、資産課税については「事業承継税制」法人課税については「中小企業における所得拡大促進税制の改組」などについて説明がなされた。

## 第2部「平成30年度税制改正と今後の行方」

宮沢議員も、持ち時間70分。社会情勢の変化を踏まえ、税制をつくる側の立場から講演がなされた。その大きな流れの起点として、平成21年に各税制についての方向が決められており、例えば消費税率引き上げ、法人税率は引き下げるなど、今年の改正も、その大綱に添ったものであることの紹介がなされた。

安倍内閣は最重要課題として、デフレ脱却と経済再生を掲げており、①生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げ・生産性向上のため



宮沢洋一 自民党税制調査会長

の税制上の措置および中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、②中小企業の代替わりを促進するため、事業承継税制を10年の特例措置として抜本的に拡充すること、③観光立国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点からの観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設。国土の保全や水源の確保のみならず地球温暖化防止のための地方財源の確保などを挙げた。

上記①と②は税理士の職域にも広く大きく関連することであり、またその経済成長軌道確立するため、課題として少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人づくり革命」「働き方改革」の推進などを挙げた。その中味は「社会保障と税の一体化」「低所得者対策としての消費税の軽減税率制度」「労働者確保」の観点から、高齢者、女性などの社会参加を促し、金融所得に対する課税の強化、退職所得控除の縮減などが、俎上に上がっていること、またこれまで検討課題としてきたことのなかで、所得税における夫婦控除もわが国には馴染まないのではないかなどの説明がなされた。最後に協阪説男近畿税政連副会長が、宮沢議員にお礼のあいさつを述べて、研修会を終えた。

(天王寺支部 倉矢勇)

<b>目次</b>	焦点	1	第6回川柳・書道コンテストのご案内	6
	「振り返って」	2	かんさいすずめ	7
	会員研修会を開催	3	銀河系	7
	後援会ニュース	4		



## 後援会ニュース

### 伊藤たかえ後援会 設立総会

12月2日、神戸市中央区にあるエスタシオン・デ・神戸において、税理士による伊藤たかえ後援会設立総会が開催された。

来賓として、伊藤たかえ参議院議員、久保直己近税政会長、田達満近税政幹事長、矢田一郎神戸国際協力交流センター理事長が出席した。



岩崎護発起人による司会のもと、傳寶弘司発起人による開会宣言により、設立総会が開会された。続いて伊藤議員の経歴が紹介され、樽井博発起人代表より、設立趣意書の朗読と説明がなされた。

続いて議長に森川幸敏会員が選出され、議事に入った。第1号議案から第4号議案まで、全て原案通り可決承認され、税理士による伊藤たかえ後援会が設立された。そして後援会会長に就任した樽井会長より、あいさつがあった。

続いて来賓の久保近税政会長より「活発な後援会活動を期待します」矢田神戸国際協力交流センター理事長からは支援したい旨のあいさつがあった。伊藤議員からは「経済活性化に繋がるように、全力で頑張ります。ご支援よろしく願います」とあいさつがあった。

最後に、三宅強副会長による謝辞と閉会のあいさつが述べられ、設立総会は終了した。

引き続き懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。

(芦屋支部 吉田智代)

### うへの賢一郎後援会 国政報告会

日 時 平成29年12月2日

場 所 和食・すし処番野(米原市)

来 賓 上野賢一郎 衆議院議員(財務副大臣)

久保 直己 近税政会長

金子 紀行 近税政副会長

織戸 英信 滋賀県支部連会長



総選挙後の初の国政報告会が藤居一彦後援会幹事長の司会により開会し、本城善男後援会会長のあいさつの後、上野議員から国政報告が行われた。財務副大臣に就任した現在、将来世代へ負担を残さないよう財政再建を主軸におきつつ、人口が減少していく中で、GDP600兆円を目指していくのは難しい問題と思われるが、安定した経済成長を図るために生産性を高める施策が必要であり、財政再建と経済とが両立できるように取り組んでいきたい。さらに、中小企業・小規模事業者に対する今後の政策などについての活動報告があった。また「今後とも税理士の皆様と力を合わせて日本経済の立て直し、特に地域経済の活性化のために予算や税制で後押ししていきたい」と述べた。

その後、久保近税政会長より「上野議員にはこれからもわれわれの声を国政に届けていただきたく、全力をもって支援していきたい」とあいさつがあった。

その後、懇親会となり、盛会裏に散会となった。

(大津支部 小川彦彦)

## 柳本卓治後援会

税理士による柳本卓治後援会の第4回定期総会が、平成29年12月12日、リーガロイヤルホテル2階牡丹の間で開催された。

来賓として、柳本卓治参議院議員、田達満近税政幹事長が出席した。



楠本雅一後援会幹事長の司会で開会し、中野雅司後援会会長が「柳本議員は先の臨時国会において、参議院議員憲法審査会会長に再任された。引き続き柳本議員を支え、要望項目の実現に向けて頑張っていきたい」とあいさつをした。

中野会長が、議長に選出されて議事に入り、第1号議案から第4号議案が上程され、慎重審議の結果、全議案が可決承認された。

次いで、柳本議員の国政報告となり「第194回臨時国会で参議院憲法審査会会長に再任され、異例の4期目を迎えた。これは衆議院参議院を通じて初めてのことであり、天職として全知全霊を尽くして努めていきたい。また、税制改正等の要望項目の実現に向けて取り組んで参りますので、引き続きご支援ご指導をお願いします」と報告があった。

次に来賓の田近税政幹事長が、総会無事終了の祝辞に続き法人税の改革等について言及した。

最後に、中野後援会会長から柳本参議院議員に、税制改正の要望書が手渡された。

その後、参議院議員柳本卓治君の憲法審査会会長4期目を祝う会が、盛大に開催された。

(住吉支部 仕田原恒雄)

## こやり隆史後援会 国政報告会

平成29年12月18日、マリアージュ彦根において税理士によるこやり隆史後援会の国政報告会が開催された。来賓として、こやり隆史参議院議員、近税政より久保直己会長、滋賀県支部連より織戸英信会長、竹中弘幹事長、うへの賢一郎後援会より本城善男会長が出席した。



安藤大輔幹事長の司会のもと、箕浦康之副会長の開会宣言、金子紀行会長のあいさつの後、こやり議員による国政報告会が行われた。

国政報告は「新たな中小企業政策の重点について」をテーマに、東京工業大学の特任教授として就任している分野からエネルギー政策・超スマート社会についての解説、内閣参事官として立案に関わったアベノミクスにより近畿・滋賀県の経済指標の数字が改善傾向にあること、インバウンドにより滋賀県も外国人宿泊数が大きく増加していること、適用しやすくなる事業承継税制や所得拡大促進税制を中心に平成30年度の税制改正大綱の解説、所属している参議院予算委員会での取り組み、平成30年度当初予算案及び平成29年度補正予算案のポイント、平成31年4月から順次施行される働き方改革推進法案について中小企業にも周知を徹底していかなければならないことなど、多岐に渡り報告がなされた。

その後開催された懇親会では、こやり議員を囲んで終始和やかな雰囲気の中で親しく歓談を行い、盛会のうちに散会となった。

(彦根支部 若林邦久)

広報委員会からのお知らせ

第6回

『川柳』『書道』コンテスト  
のご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。  
さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために『第6回「川柳」「書道」コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募要領

- |          |       |                      |                 |
|----------|-------|----------------------|-----------------|
| ①川柳コンテスト | テーマ部門 | 題字                   | 「焦点」<br>「近畿税政連」 |
| ②書道コンテスト | 自由部門  | 題字自由                 |                 |
| ③書道コンテスト | 硬筆部門  | テーマ(税理士法第1条冒頭より20文字) |                 |
| ④書道コンテスト |       |                      |                 |

応募者の方には、  
参加賞あり!

**応募作品** 近畿税理士政治連盟を盛りあげるような作品をお待ちしております。

**応募期間** 平成30年1月1日(月)～平成30年6月8日(金) 必着

**応募資格** 近畿税理士会員に限ります。

**応募点数** 各部門3点まで(ただし、入賞は各部門1人1点)

**応募規定** ■応募作品は制作から1年以内のものに限定します。  
■過去に応募されたことのある作品は対象外とします。

■書道コンテストの作品サイズ

書道コンテスト テーマ部門 半切・八ツ切(左から横書き)

書道コンテスト 自由部門 半紙・半切・八ツ切

書道コンテスト 硬筆部門 指定応募用紙(1行10文字×2行以内)

**応募方法** 作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。

①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日

⑥作品に対するコメントや説明(100字以内)

**参加費用** 無料

**審査方法** 1次審査：広報委員会による審査  
2次審査：外部の審査員による審査(予定)

**表彰式** 平成30年9月中旬  
(各部門) 最優秀会長賞・優秀賞・入選  
※入賞作品は機関紙に掲載いたします。

応募用紙・応募票は、近畿税政連  
ホームページの**会員専用ページ**か  
らダウンロードが可能です。  
近税政HP：

<http://www.kinzeisei.jp/>

応募先

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階

近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

※川柳コンテストにつきましては、FAXでもご応募いただけます。  
(FAX:06-6944-9050)

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。





# 阪奈積立年金制度 **新規加入** **掛金増額** のおすすめ

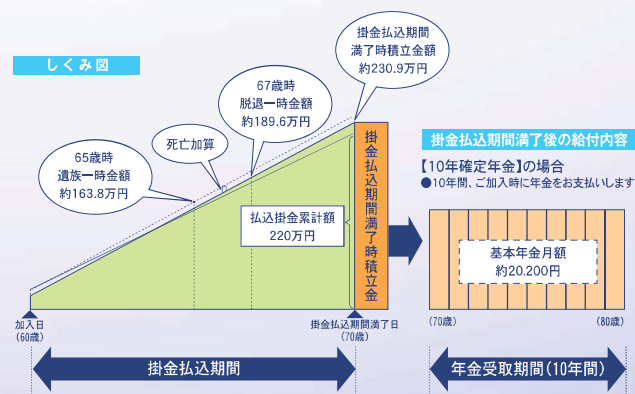
阪奈積立年金制度は、公的年金等を補完し組合員並びに賛助会員の自助努力による財産形成や老後の生活の安定を図ることを目的とした制度です。

## ご加入例(一例)

- ご加入年齢：60歳
- 掛金：月払10,000円(1口5,000円で2口加入)  
一時払1,000,000円(1口100,000円で10口加入)
- 掛金払込期間満了年齢：満70歳

## ご加入年齢にかかわらず、一時払いの活用で

効率的に老後資金を準備できます！



**掛金払込期間満了後の給付内容**  
 【10年確定年金】の場合  
 ●10年間、ご加入時に年金をお支払いします。



給付額試算表

積立期間	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	10年確定年金基本年金月額
1年	1,120,000円	約1,108,600円	約9,700円
3年	1,360,000円	約1,365,500円	約11,900円
5年	1,600,000円	約1,628,000円	約14,200円
7年	1,840,000円	約1,896,200円	約16,600円
10年	2,200,000円	約2,309,400円	約20,200円
15年	2,800,000円	約3,028,500円	約26,500円

※10年保証期間付終身年金も選択可能

※掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算  
 ※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算

### 給付額について

・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算  
 ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算  
 ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

お問い合わせ 阪奈税協 TEL06-6941-6888

# 共に助けあい、共に支えあう

## ～組合事業に参加・協力を～

保険事業・阪奈積立年金制度・共済制度・あっせん事業



### 大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800

<http://www.hanna-zeikyo.jp>